

## 安田瓦葺き替え補助金Q & A

質問1：安田瓦だけなののでしょうか。セメント瓦や三州瓦ではダメなのですか。

答え1：今回の補助金は安田瓦が対象です。他産地の瓦には補助されません。

質問2：今の屋根は三州瓦ですが補助金が出ますか。

答え2：安田瓦への葺き替え工事なら補助されます。

質問3：納屋だけを葺き替えたいのですが、補助金が出ますか。

答え3：残念ながら出ません。但し、同じ敷地内で住宅と密接に関連する建物は対象となります。

質問4：店舗や事務所は対象となりますか。

答え4：残念ながら出ません。但し、住宅兼用の建物で住宅部分の面積が広い場合は対象となります。

質問5：必ず補助金が出ますか。

答え5：概ね135件の応募枠に達する迄は先着順となります。お早目の申し込みをお願いします。

質問6：いつの工事から申し込めますか。

答え6：令和2年5月27日以降着手の工事から申し込めます。

質問7：工事に着手しました。これから申し込んでも良いですか。

答え7：補助が決定する前に工事に着手していても、かまいません。しかし、お金を全額領収している場合は補助されません。

質問8：補助金が決定する前に工事が終了しました。大丈夫ですか。

答え8：工事が終了していても施主とお金のやり取りをしていなければ、大丈夫です。

質問9：野地板、ベニヤ、タル木、雨どい等の工事費にも補助されますか。

答え9：付帯工事には補助されません。ルーフィングから上となります。

質問10：足場や小運搬などの経費は補助対象ですか。

答え10：はい、瓦工事に関する経費は対象となります。

質問11：「瓦工事費」とは、どこからどこ迄でしょうか。

答え11：ルーフィング、瓦棧、瓦、釘・銅線等雑材、葺き手間、足場、経費です。

質問12：瓦の処分費とは？

答え12：「瓦の剥ぎ降ろし費」「廃瓦の運搬費」「廃瓦の処分費」です。

質問13：書類は何を提出すれば良いですか。

答え13：申込時には補助金申込書（様式-1）に必要事項を記入し申し込みして下さい。施主へ提出した見積書も添付して下さい。  
補助金請求時には「瓦工事費」と「瓦処分工事費」そして補助額が値引きされた事が分る請求書、領収書、廃瓦のマニフェスト、出荷証明書（様式-4）を補助金請求書（様式-5）と一緒に提出して下さい。コピーで構いません。

質問14：端数を値引きされました。請求書と領収書の金額は同じでなければなりませんか。

答え14：領収書のコピー金額が請求書のコピー金額より低くても構いません。しかし、金額が補助対象金額を下回る場合は支給金額が変更となる場合があります。

質問15：マニフェストは何票ですか。

答え15：施主名、工事業者、運搬業者、処分業者の分る票のコピーをお願いします。

質問16：どこに申し込めば良いですか。

答え16：新潟県瓦工事業連合会（TEL:025-233-6474 FAX:025-374-6638）  
または  
安田瓦協同組合（TEL:0250-68-2112 FAX:0250-68-2116）です。